

1. 特定健診・特定保健指導実施の趣旨

わが国は、国民皆保険制度のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や医療の高度化などにより、医療費の伸びは高まる一方であることから、国民皆保険を堅持し続けるため、保険者には医療費の急増を抑える取り組みが求められている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、平成 20 年度から、保険者は 40 歳から 74 歳の被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健診）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

こうした背景を踏まえ、中央市では特定健康診査等実施計画を策定し、第一期である平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間、特定健診及び特定保健指導事業の円滑な実施に向けた取り組みを行った。

また、第二期計画作成にあたり、第一期における健診結果等の実績について分析を行った。その結果、明らかになった課題を今後の施策の検討に反映させていくこととした。

2. メタボリックシンドロームに着目する意義

平成 17 年 4 月に、日本内科学会内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも、血糖、血圧等をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積、体重増加等が様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機づけができるようになると思う。

3. 計画の性格

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条に定められている特定健康診査等基本指針に基づき、中央市国民健康保険が策定する計画であり、中央市健康増進計画と十分な整合性を図るものとする。

4. 計画の期間

本計画は 5 年ごとに、5 年を一期として定める。第二期は平成 25 年度から平成 29 年度とし、必要に応じて期間の途中で見直しを行う。